

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 26 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 8 日

福岡県朝倉郡筑前町長 田頭 喜久巳



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地)	氏名(名称)
1	差押調書（謄本）	福岡県朝倉郡筑前町吹田 2 0 2 0 番地	藤本 秀子
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備 考＞ 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000023102）